

## 釧路市一般介護予防事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下、「釧路市総合事業実施要綱」という。）別表第1（2）に規定する一般介護予防事業（以下、「一般介護予防事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるものの他、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」)及び釧路市総合事業実施要綱の例による。

### (事業の目的)

第3条 一般介護予防事業は、市内に住所を有する第1号被保険者が要介護状態となることを予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくは悪化を防止するとともに、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民等主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、当該事業の参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進することを目的とする。

### (事業の内容)

第4条 一般介護予防事業として実施する各事業の内容は別表のとおりとし、実施方法については別に定めるものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一般介護予防事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	事業の種類	内容
1	介護予防把握事業	地域包括支援センターが行う高齢者の生活状況や健康状態などの実態把握調査のほか、関係機関との連携により何らかの支援を要する方の把握を行う。
2	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及及び啓発を進めるためのパンフレット等の作成・配布や講座の開催等を行う。
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、地域における住民等主体の介護予防活動団体等の育成又は支援を行う。
4	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業等の効果の検証を通じ、事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。
5	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士等の他、介護予防に専門的知見を有すると市が認めた者を外部から招聘するなどの方法により、短期集中予防サービス、住民等主体の通所サービス、地域ケア会議、介護職員等への技術的助言等を得ることを通じて、介護予防に関する取組みを総合的に支援する。